

法改正で格差とすき間のない補償へ

アスベスト被害者に対する補償は着実に進んでいます。

一方で、どのような形でアスベストを吸ってしまったのか、どこで働いていたのかなど、さまざまな理由から

適正な補償を受けられない被害者が多く取り残されていることも事実です。

救済法施行以来、20年近くを経過する中で多方面での状況変化を踏まえて格差とすき間のない公正な補償制度をつくりあげていく時代になっています。

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

0120 117 554

www.chuuhibu-family.net info@chuuhishu-family.net



法改正に待ったなし!

アスベスト 被害の新たな 補償制度を!

国と企業は「救済」から「補償」へ



求めるのは、責任ある補償！

格差のある「救済」と「補償」

2005年6月のクボタショック（※）により、アスベスト（石綿）健康被害が工場労働者だけでなく、工場の外の一般住民などにも被害が広がっていることがひろく社会に認知されました。

同時に、その時点では被害者を救済する公的制度は「労災保険制度」しかない状況でした。

石綿工場周辺の住民や石綿の付着した作業着を自宅に持ち帰るなどしたことが原因で家族が被害を受けた場合には公的に救済する仕組み

はありませんでした。2006年3月には「石綿健康被害救済法」（以下、救済法あるいは救済制度）が成立・施行され、労災保険制度の対象とならない被害者を救済する仕組みができました。

しかし、当時から救済法と労災保険制度の給付格差が指摘されてきました。また、両制度によって、対象となる疾病に偏りがあったり、認定の基準が不合理に異なっているなどの問題があり、救済制度ですら認定されない被害者もいます。

※大手機械製造メーカーのクボタの旧神崎工場（兵庫県尼崎市）周辺でアスベスト疾患の中皮腫に罹患した被害者に関する報道をきっかけに、全国のアスベスト被害が顕在化していった。

救済給付と労災の主要給付における格差

患者に支給される給付		救済給付	
医療費の自己負担分	約120万円／年	療養手当	
労災			
医療費	休業補償 約230万円／年 ※給付基礎日額8千円の場合	通院費の実費	介護補償給付 36,500円～ 171,650円／月 ※障害補償年金移行者の場合
遺族に支給される給付			
葬祭料	約20万円	救済給付調整金	0円～280万円 ※医療費と療養手当の合計が280万円以下の場合に差額支給
労災			
葬祭料	約60万円 ※給付基礎日額8千円の場合	遺族特別支給金	300万円
		遺族補償年金	約120万円／年 ※給付基礎日額8千円の場合
		就学援護費	1.2万円～ 3万円／月

問われてきた国の責任

2014年に大阪・泉南アスベスト訴訟最高裁判決で一部の石綿工場労働者等の被害者に対して国の責任が認められました。その後、国は同様の状況にあった被害者と個別に裁判上での和解を進めています。

2021年5月には、建設アスベスト訴訟最高裁判決で一部の建設作業に従事した被害



者に対する国の責任が認められました。

同年6月に「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が成立し、現在は建設アスベスト給付金制度によって同様の状況にあった一部被害者への補償を進めています。



問われてきた企業の責任

これまで各企業との交渉や裁判を通じて、被害者には労災保険制度や救済制度の給付と切り離した補償がされてきました。

しかし、その多くは「労働者」です。多くの企業が零細だったり廃業しており、また補償能力があっても円滑な解決を図ろうと

しない企業もあることから、企業から補償を受けられる被害者は全体のごく一握りです。

近年、建設アスベスト訴訟を通じて一部の石綿建材製造メーカーの責任が司法で確定するなど、現在も状況が変化しています。



必要なのは 制度改革！

2022年6月から中央環境審議会において石綿健康被害救済小委員会が開催され、救済制度の見直しの議論が進められています。

2022年12月20日の第4回委員会では立命館大学名誉教授の吉村良一教授と立命館大学教授の森裕之教授のヒアリングが実施されました。

お二人のお話は、「石綿被害救済制度研究会」が2021年12月に発表した「石綿(アスベスト)被害救済のための『新たな』制度に向けての提言」をベースにしたものでした。

現在に至るまで国や企業の責任が認められた司法判断、個別企業と被害者との解決実績が積み重なってきていることなどを踏まえ、現在の救済制度とは異なる給付体系と給付水準を見直した新たな法制度が提起されました。

具体的には、「法的責任」、「法的責任に準ずる責任」、「社会的責任」、「公的ないし政策的責任」の観点から費用負担のあり方を整理して財源を確保した上で、「遺族給付の創設」を含めた新たな給付をしていくことが提案されました。

石綿健康被害救済基金の現行の仕組みと改革案の提示

現行の仕組み 「お見舞い」を前提とした制度なので、責任の主体があいまい



改革案の提言 判決や被害発生の背景を前提として、責任の主体を明確に



※2022年11月20日のヒアリングを元に当会で作成

委員会の法学系委員の中からは、「本日はとにかくこれを環境省としては重要な意見として受け止めいただければということを申し上げておきたいと思います」という意見があったように、今後さらに制度改革に向けた議論を加速させていくことが重要です。

救済制度から補償制度にしていくには責任主体や財源のあり方についての考え方を整理していく必要があります。

Q1 A. 裁判で責任が認められていないのに国や企業が補償する義務があるの？

国や一部のアスベスト企業は戦前、戦後まもなくから被害の発生を認識していました。



国や企業が危険性を認識した段階で注意喚起や使用制限・禁止を早期に実施していれば、労働者の家族やアスベスト工場周辺住民などの被害も予防・抑制できたはずです。このような被害の責任を問うるのは法的に厳しい面がありますが、労働現場での一次的被害に連続した、密接に関連した被害であることから、これら被害者への補償にも大きな責任を果たす必要があります。

Q2 A. 「責任ある企業」とはどのような企業？

アスベストの輸入、製品の製造・販売をしていた大手企業には大きな責任があります。



アスベスト製品を製造・販売していた大手企業は業界団体の中心的な立場にあり、危険性の否定や「管理使用」を前提とした利用推進の先頭に立っていました。一部の商社では役員が海外の石綿鉱山の視察や業界団体との交流によって被害を認識しつつ、輸入をしてきました。

そもそも アスベストによる健康被害とは？

アスベストは、髪の毛の直径よりも極めて細く、肉眼では見ることが出来ない繊維状の鉱物です。飛散しやすく、吸入してから10年から60年以上という長い潜伏期間を経て中皮腫や肺がんなどの病気を引き起こすことがあります。建築・造船・鉄道・自動車などの業種をはじめとして私たちの身近な製品に大量に使用されてきました。

日本では明治時代からアスベスト産業が興りました。日本で使用された石綿の多くは海外から輸入されたものです。特に、1970年代から1980年代後半にかけて大量に使用され、輸入量は1,000万トンを超えていました。現在は輸入・使用・流通等は禁止されていますが、2000年代前半まで広く利用されていました。中皮腫の年間死者者は1600人以上にのぼっています。日本の被害のピークは2030年代以降とされています。

もう待てない！被害者の声を法改正へ

私たちの要望

被害者は、同じアスベストを吸って中皮腫や肺がんなどの病気になっています。

企業や国がアスベストの危険性を知っていたのに、使用をやめなかつたことが原因です。

それにもかかわらず、仕事でアスベストを吸ったのか、住んでいた近くに石綿工場があったためにアスベストを吸ってしまったのか、原因となった会社は残っているのか、吸ってしまったのはいつ頃なのかなどの違いによって救済や補償の内容に大きな格差が生じています。

患者への公正な補償

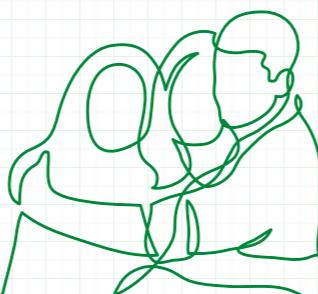
1 療養手当の倍増を！



中皮腫をはじめとして、アスベスト疾患の患者は日々「命の不安」を抱えながら、病気のために仕事ができなくなった影響などで収入が減少したり、途絶えたりします。労災認定者は、休業補償などの支給がありますが、対象とならない被害者は石綿救済制度から約10万円／月の見舞金が支給されるだけです。経済的な不安から治療選択に制限がかかったり、家計が圧迫され本人や家族の将来設計ができません。

家族への公正な補償

2 遺族給付の創設を！



労災認定者には、遺族年金等が支給されますが、石綿救済制度では労災にある「遺族給付」に相当する給付が「葬祭料」しかなく、その金額も3倍程度も差があります。患者の治療・療養にともなう家計への圧迫に加えて、特に現役世代では家計の担い手が亡くなることで、扶養されていた家族に対して重大な影響を及ぼします。

「アスベスト被害者」は一人ひとりに抱える事情がことなります。

それぞれに苦しさを抱えて病気や大切な家族を失ったことに向き合っていかなければなりません。

被害を受けた患者・家族に寄り添っていく制度への見直しを求めます。

VOICE 千葉県 42歳 胸膜中皮腫遺族 K・Sさん

夫は2歳の子どもと私を残して胸膜中皮腫で亡くなりました。38歳でした。夫がなぜこの病気になってしまったのか納得がいきません。子どもが成人するまでは責任を持って育てていかなければなりません。被害の実態と被害者遺族の現実に目を向けて、実質的な遺族へのすき間のない給付をするための法改正をしてください。



VOICE 岐阜県 41歳 胸膜中皮腫家族 Y・Hさん

夫に何かがあったときに、労災の対象にならない家族には、事実上、何の給付もありません。幼い2人の子どもの将来がこのような理不尽なことで不安に陥れられなければならないのかと思うと、到底納得できません。経済状況や家庭環境などを考慮をして、患者と家族の生活を支えていただき、患者本人が納得した治療に専念できるようにしてください。



VOICE 大阪府 57歳 石綿肺遺族 高瀬久美子さん

夫は自営業者だったために労災の対象にならず、自宅のローンの月々の返済が到底できなくなり、弁護士に相談し、自己破産しました。生命保険、がん保険は全て解約、自宅を手放し、市営住宅に引っ越しして、生活保護を受けました。遺族の中にも格差があります。アスベスト被害の苦境を生きる今の私たちを助けるために、一日も早く、よりよい制度にしてください。

